

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	南条おどり	なんじょうおどり		山形県北広島町	昭28.10.20			この踊りは、所伝によると天正6年(1578)吉川元春が伯耆羽衣石城の南条元統を攻めた時、元統の踊り好きを利用して部下を踊り子に装束させ、北柱で攻めしめてこきよすことと由来するとも、この戦で捕えた南条方の武士が、戦死者の菩提を葬うため踊った盆踊りを、警護の吉川方の武士が思い惜み、新庄に伝えたともいわれる。 この踊りには入城と出城があり、十二度の歌詞を伴う虫送り(むしおどり)で、実盛人形が出るのもそのためである。古くは、7月13日に神社の境内で虫送りの行事を行ったあと踊られており、陣笠に火事羽織を着用して勇ましく踊るものである。		
県	無形民俗文化財	神楽—神降し、八岐の大蛇、天の岩戸—	かぐら—かみおろし、やまたのおろち、あまのいわと—		山形県北広島町	昭29.4.23			10月の有田八幡神社祭りに奉納されるこの神楽は、同町壬生の神職井上氏が、文化年間(1804~1817年)に石見から伝えたと言われ、六拍子風のテンポの緩い古雅な舞である。伝来当初は四十数舞が演じられたというが、現在は十数舞が舞われている。 この神楽の舞人および楽人は、すべて有田八幡神社の氏子で、神楽団員になることは名誉と考えられているため、日頃から言動を慎み演技の習練もよく行われている。		
県	無形民俗文化財	神楽—神降し—	かぐら—かみおろし—		安芸高田市美土里町	昭29.4.23			この舞は、毎年秋に桑田八幡神社で舞われている。地方によっては塩鼓・潮鼓・四方鼓などとも言われ、神楽を奉納するにあたり、神楽殿を払い清め、天神地蔵(てんしんぢざう)の降臨を願う舞である。 舞は二段からなり、第一は祓の舞、第二は降神の舞で、舞子は面をつけず、直垂(ひたれ)を着て手に幣(へい)と扇子を持って荘重に舞う。		
県	無形民俗文化財	神楽—神迎え—	かぐら—かみむかえ—		安芸高田市美土里町	昭29.4.23			八百万(やおよろず)の神々を神楽殿に迎える舞で、直垂(ひたれ)に面をつけない4人の舞人が、幣(へい)と鈴及び幣と扇子を持ち、神楽殿の四方で舞う古式豊かな儀式舞で、11月の祭りに奉納される。 この舞は「四座の舞」と言われるように、東西南北の四方、春夏秋冬の四季を表し、舞いも「道行」「歩み」「神舞」「八花」からなり、さらに、五行のうち木火金水の四つを配し祀る。土のみは中央におき、その上方に神灯を掲げ土の神(埴安魂(はにやすかみ))をまつり、あわせて天神地蔵(てんしんぢざう)を迎えるという、重要な意味をもつ神楽である。		
県	無形民俗文化財	神楽—剣舞—	かぐら—けんまい—		安芸高田市高宮町	昭29.4.23			所伝によると、江戸時代後期(18・19世紀)に石見国阿須那の神職斎藤氏から伝授されたという神楽で、毎年秋祭に氏神へ奉納される。 この神楽は、四方の神、つまり東方の木の神(青色)である久々能智命(くくのちのみこと)、南方は火の神(赤色の迦具土命(かぐつちのみこと)、西方は金の神(白色)の金山彦命(かみやまひこのみこと)、北方は水の神(藍色)である天の八咫の命(あまのやみ)が相授けられたとされ、中央の土(かみ)の神(黄色)である埴安(はにやす)命(一名天御中主命)をお迎えするという舞である。四神は剣を彩って悪魔払いを舞い、四方についた天蓋をひいて中央神を迎えるのである。		
県	無形民俗文化財	神楽—鐘越—	かぐら—しょうき—		安芸高田市高宮町	昭29.4.23			毎年10月29日の宮宮に舞われるこの神楽は、雲北地方の各神楽団が得意とする演目の一つで、根矢神楽団の鐘越(しょうき)はその精妙さで著名である。 この舞は、中国の金盃(きんざ)の故事に材をとり、わが国の神話に趣向をかえて、素戔嗚尊(すさのおのみこと)が虚耗と言つ四百余病の病魔の象徴を退治することを内容とし、右手に十束の剣、左手に病魔の正体を見破る矛の輪を持った素戔嗚尊と、鬼面を戴いた虚耗の争闘の場は勇壮華麗である。		
県	無形民俗文化財	神楽—入申、塩淨、廣弘、荒神、八花、八幡—	かぐら—いれもうし、しおぎよめ、まはらい、こうじん、やつはな、はちまん—		庄原市高野町 庄原市比和町	昭34.1.29			所伝によるとこの神楽は出雲神楽を伝えたものと言われ、舞の形や音楽の調子、さらにこの神楽を「七座神事」と称しているのは、佐賀(さか)神社の「七座神楽」とつながりをもつなどと言われるが、この七座の神楽はむしろ東城地方の荒神神楽の方に古さがあり、東城とのつながりが強いと思われる。 神楽は7年及び13年の年番には盛大に行われるが、舞人がすべて神職であることは大きな特色で、舞は素朴古雅の趣があり、はやしも太鼓・笛・手拍子などに斎庭神楽の古型を伝えている。		
県	無形民俗文化財	豊松の神楽—荒神神楽、八ヶ社神楽、吉備神楽—	とよまつのかぐら—こうじんかぐら、はつかしやかぐら、まびかぐら—		神石郡神石高原町 神石郡神石高原町	昭34.7.15 平成4.23 (名称変更、追加指定)			豊松村には古くから「八ヶ社神楽」と「荒神神楽」とがあり、並び行われてきたことが分かる。「八ヶ社神楽」は、江戸時代の末ごろ明治時代の初めに備中神楽(吉備神楽)を得来して、毎年秋の例祭日に八ヶ社において、神職によって舞い継がれてきたものであり、荒神神楽は毎年春分祭に、豊において舞われて現在に及んでいるといえる。つまり神楽においては八ヶ社神楽(吉備神楽)が氏子や参拝者のために舞われ、一般農家では豊において荒神神楽が行われて、村の人々の心の大きな支えとなつて、連絡として今日に及んでいるといえることができる。この点は「豊松の神楽」が広島県の民俗芸能の文化財として、評価できることである。なお「豊松の神楽」は、ほとんどが八ヶ社の神楽によって舞われることも大きな特徴である。		
県	無形民俗文化財	ちんこんかん	ちんこんかん		三原市	昭34.10.30			一名「ちんこんかん」ともいい、当で「竹根幹」とも記すが、この名称はおそらく楽器の音による命名と思われる。8月16日に大須賀神社(通称「牛神社」)へ奉納される踊りである。全身に赤い衣裳と鬼面をつき、小さな威風凛々をもった大鬼と、大尺棒を手にした小鬼、それに大尺鼓打ち、小尺鼓打ち、鉦(かね)打ち等数十名で、各農家の前で踊りつつ、牛神社へ進む。神社境内では一つの太鼓を2人、人で踏踏しながら打ち、鉦(かね)を打ちなどして踊る。かつては当地地方で行われていた雨乞おどりを現在に伝えるものと考えられる。		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	はねおどり	はねおどり		福山市沼隈町	昭34.10.30			はねおどりは「沼隈(ぬま)おどり」とも言われ、沼隈郡一円(の)の氏神の夏祭りに若連中によって奉納されて来たもので、時には雨乞いや虫送りにもおどられた。跳ね、打ち、おどる。勇壮活発なこのおどりは、水野勝成(みずかつなり)が福山藩主として入封した時、若者の士気を奮い立たせるのよとして、大に奨励したと伝えられる。 鬼と称するおど手たちは、鬼がしらの音頭で大鼓(大太鼓)、入れ鼓(こ)小太鼓、鉦(かね)などのはやしあわせ、白地のゆかたにすぎかけ、白はち巻、黒の手甲(てこ)きん、わらじの姿でおどる。神社への道中は、「道行」「さんまいど」「せぐり打ち」「宮巡り」などの拍子に合わせておどり、社前では鬼頭を中心に円陣を作り、「はねおどり」「きよ打ち」などをおどる。		
県	無形民俗文化財	神楽—鈴合せ—	かぐら—すずあわせ—		三次市作木町	昭35.3.12			この舞いは「やよし」とも言われるが、八つの舞方を組み合わせているところから「八寄(やよせ)」が張つたものであろう。 烏帽子をかむった4人の舞人によるこの舞は、「一つの舞」は剣と鈴を持ち優雅に、「二の舞」はそれに跳躍を加えて着やかに、「三の舞」は休止が多し静かに、「四の舞」「五の舞」はあい前後に舞ひ、あるいは円形に歩いて変化があり、「六の舞」は歌と舞が分離し、「七の舞」は採物を柱にして、それを両手に持ち種々の形をつくり、その上を飛んだりくつたりする。「八の舞」は早い頭子の舞であるが、採物は再び剣と鈴になり締めくくりとなる。「八の舞」は早い頭子の舞であるが、採物は再び剣と鈴になり締めくくりとなる。		
県	無形民俗文化財	神儀	じんぎ		神石郡神石高原町	昭35.3.12			亀鶴山八幡神社の秋祭りである10月10・11日に、各地区から奉納される神事で、一組20名余、数組百数人(人)がやし踊り歩く行列は、大鼓(たい)い、獅子舞・羽舞・旗田彦(さるたひ)などを先頭に紅白の大櫓を押し立て、大鼓20、鉦(かね)40くらゐをそぎ立て、「馬場振り」「宮回り」「曲舞」「神降し」などの曲を奏しながら進む。友禊の下着に押絵模様(おしゑ)のよいをつけ、頭に尾長どりの羽毛で作ったしゃくまをかぶった大胴打ちが、老杉の木立に飛び交ひ、入れ代り、はやし踊るさまは美しく、鉦や大鼓の音は広い社叢にいいんとこだまする。		
県	無形民俗文化財	二上りおどり	にあがりおどり		福山市	昭36.4.18			福山城下の夏の風物詩として今日に伝えられる盆おどり、江戸時代末期(19世紀前半)に江戸詣の福山藩士によって伝えられたものと思われる。 名称は三味線の曲節から出たと思われる。地方(ちかた)の三味線の二上り、胡弓の三下り、尺八の合奏にのせて、男女とも冷衣の裾をからげ、白足袋にそつりをはき、男子は鉢巻、女子は手拭で頭部を包んで踊る。手に持った割り竹を鳴らしながら、地方(ちかた)の流儀に調子を合わせながら踊るこのおどりは、邦楽の正しい格調をふんだ洗練されたおどりで、みずから踊って楽しむおどりでもある。		
県	無形民俗文化財	花笠おどり	はながさおどり		山県郡北広島町	昭36.4.18			起源は北広島町新庄に残る南条踊りと同じであるが、確証はない。豊年の見送しのついた年の旧暦8月15日に、旧本地村一円で行われるが、歌頭を先頭に太鼓・鉦(かね)・笛・おどり子二、三十名が行列を作って道行し、神社や寺院の境内でおどる。 踊り子は、男子であるが、深い編笠とバジャと呼ばれる布で面態をかき、そらいのゆかた、女帯に赤いごき、白の手甲、白足袋に雪駄という女装である。花で飾り、長いしほを八方にたたらした、みごとな大花笠をつけたおどり子が、緩調子でゆるやかに動くさまは万華鏡のように美しい。		
県	無形民俗文化財	稲生神社おん祭のおどり	いなりじんじやおんまつりのおどり		三原市久井町	昭36.4.18			久井町内の旧8か村が合同して、毎年7月、八重垣神社の例祭日に奉納させるものである。行事は武士行列・杖渡いおどり・獅子舞等の約140人からなり、大永4年(1524)、江本高根城主山名氏がこの神社に参詣したとき、領民が奉納したことに由来するという。杖渡いは雨乞いや虫送りのおどりで、子どもたち約40人が頭(かぶ)にチャップカカの二種の踊りをおどる。踊り子は風流笠をかぶり、小鼓をたたきながら、遊びま、いさご、つばね、花のおどり、宮島、なそかけ、龍王、船節、引きあげなどの九種を大太鼓・鉦・ほら貝に合わせておどる。獅子舞には、ひょうたんじいしが伴い、ひよこ二面をのり、さきと節物を持ってもどき役をなす。 旧6月望(もち)の日を中心に行われ、御霊堂(ごりょうえ)の信仰にもなった踊りで古い形式を残すものと思われる。		
県	無形民俗文化財	火の山おどり	ひのやまおどり		山県郡北広島町	昭37.3.29			おどりの起源は、天正年間(1573~1591)の火の山城主吉川元春(きよかつ)とよはるの柏書羽衣石(ほうきういし)城攻めに関係づけられているが、確証はない。一名太鼓おどりともいい、新旧の盆の14日・15日の夜おどる燈籠舞である。また、慶事のときに行われるため、ほめとばなどが付けられ修飾されたものもある。中央に大庭笠を立てたおどり場で、殿入り・庭ほか太鼓おどりの順で行われる。 遣花で飾った小笠をつけたおどり手の間に、直径六尺もある笠が立ち、その間にあんどんとぼした大笠がまわり、「さめき」「もろしょうし」「片びょうし」「からびょうし」「はしり」などの歌謡を歌いながらおどられるが、その姿や火の動きはひとしお美しい。		
県	無形民俗文化財	神楽—五龍王—	かぐら—ごりゅうおう—		広島市佐伯区湯来町	昭38.4.27			地元では、かつて「川井の舞」と称していたという。この神楽は、秋祭りの氏神の水内八幡神社や和田郷一帯の神社で舞われる。 五龍王は、他の地方で王子神楽とか五行楽とか言われている舞で、五人の龍王が遣差配分について四七二に分かれて争い(皇子道行)激しい戦いののち(八ツ花・白湯・五刀)あい和解する(皇子合戦)という一連の長い神楽である。		
県	無形民俗文化財	満立神楽	ゆたてかぐら		山県郡安芸太田町	昭38.11.4			江戸時代中期(18世紀)以来、満立神楽と称し、境内で満立神事を行った後、社殿の中で舞われて来た。例大祭の旗行事である満立神事に、夜神楽の中から石見上糸の神降しの舞と剣舞とを付随させたものと伝わっている。蓋と鉦の奏(場所)符次をつたえる舞人が、舞(へい)は鉦又は剣を手にしてあたかも満がたにたに満き立ってくるかのよう、序・破・急をもって舞う。その技術はすこぶる巧妙である。この神楽の奉納には安芸地方有数の鉄山経営者佐々木氏が大いに関与したものとらしく、宝暦11年(1761)同家の寄進銘ある満立差などが所蔵されている。		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	神楽	かぐら		広島市安佐南区	昭40.10.29			秋の祭りに阿刀明神へ奉納されるこの神楽は、瀬戸田をはじめ瀬戸内海沿岸の呉地方や旧安佐郡に見られる十二神底系の神楽であるが、言立の発声法や太鼓の打ち方、舞い方に他とは異なるものがあり、他系統の技術が入っているものと思われる。 十二の演目は技術的にもすぐれているだけでなく、よく古風を伝え、「鼓の白開け」「通立舞」「煤掃き(すすまき)」「神降し」等にそれが見られる。最後に舞われる「荷軍」は、託宣を行う形式をとめる珍しいものである。		
県	無形民俗文化財	御調八幡宮の花おどり	みつきはちまんくうのはなおどり		三原市八幡町	昭40.10.29			三原市八幡町御調八幡宮の祭礼日に、5地区が交代で奉納する踊りである。道中払いの鬼を先頭にして武者行列を組み、道中を唄って神社にいたり、おどりは円形となって、大太鼓、小太鼓、笛、手打鉦(てうらかね)の調子によっておどり、これに獅子舞がからむ。 久井町「福生神社おん祭のおどり」と同種のもので、同じように歴史も古い。もとは「ざわん祭のおどり」と同様に「雨おどり」であったのを、桜花の多いこの地域民一同のレクリエーションとし、同時に名称も「花おどり」と改めたものであろう。 地域住民のほとんどが参加する大規模なおどりである。		
県	無形民俗文化財	太鼓おどり	たいこおどり		尾道市吉和町	昭40.10.29			隔年の旧7月18日に行うおどり、吉和から出発して浄土寺にいたり、本堂前でおどる。浄土寺との関係はたまたま病魔退散のため、感謝奉納したのが因縁となったものであろう。 百数十名の大行列で、大傘傘以下、太鼓方、小太鼓方、鉦(かね)方、その他御船方、船唄、狂言の各役に分かれているが、太鼓と小太鼓が中心となるためこの名がある。 勇壮活発なおどりであるため、足利尊氏(あしかがたかあうじ)の水軍に加わって戦功があった吉和の漁民が、戦勝祝いのおどりと伝えられているが、確証はない。恐らく元来は念仏おどりであろう。享保3年(1718)の記事や嘉永3年(1850)の古図によってその歴史の古いことが分かる。		
県	無形民俗文化財	みあがりおどり	みあがりおどり		尾道市御調町	昭41.4.28			豊年の予測される旧暦7月17日に、高御調八幡神社に奉納されるおどりで、大太鼓と鉦(かね)のはやしにあわせて踊る。この踊りは古くは「高御調八幡奉納おどり」と言われており、「みあがり」の語源は足利尊氏と結びつけた「都あがり」より、むしろ高神への踊りを奉納するための「宮あがり」と思われ、古くから御調川沿いの各集落に伝えられ、農民の生活に密着したおどりである。おどり方、衣装、はやし方などから見、豊なおどり、雨乞おどりなどの二・三の風流おどりをあわせたとと思われる。		
県	無形民俗文化財	神事 —渡り拍子・宮座・御満立神事・やぶさめ神事—	しんじ—わたりびょうし・みやざ・ゆたてしんじ・やぶさめしんじ—		神石郡神石高原町	昭41.4.28			神石郡豊松村鶴岡八幡(つるかはちまん)は、近郷8か村の総鎮守であり、その祭りは郷一円の杜家社中、いわゆるか杜社中によって執行されて来た。御年10月、秋祭りの前夜に、郷内の神々を迎えて舞殿で行われるこの神祇(にどの)行事は、神と民衆とが神楽を中心に楽しみあうものであつて、今でもその古い民俗をよく伝えている。 渡り拍子は、豊松村の鶴岡八幡神社に、上豊松と下豊松の氏子が合体して奉納する行事で、太鼓おどりと神輿供奉からなる。宮座は直会(なおらい)の神事で、神職と氏子の祝宴である。満立神事は宮座が進んでいる際に神域で行われる神事で、満を満かし、その満で飯をやる。やぶさめ神事は氏子の奉納行事で、上下豊松が馬で勝取を競い、年占いをするものである。		
県	無形民俗文化財	供養田植	くようたうえ		神石郡神石高原町	昭41.12.8			供養田植は、俗に「大仙供養田植」とも言われるように、伯耆の大山さんを迎えて、牛馬の供養と五穀豊穡を祈願する大がかりな田植である。 田植当日は、代掻き年と早乙女などが花冠へ集まることに始まり、花田へは牛を先頭に、お迎えした「大山さん」をお羽車にのせ、早乙女達の手おどりが続く。牛は供養欄の下をくりながら、仏の加護、神の清めを受けて代掻き、大太鼓を肩から吊ったりの上順にあわせ、早乙女は下順を歌いつつ、苗を植えてゆくのである。囃しには、本調子・半・小半・四半ガク・片オロシ等の調子がある。		
県	無形民俗文化財	太鼓おどり	たいこおどり		山県郡安芸太田町	昭43.1.12			この踊りは、旧暦7月に田の畔で雲虫驅除・五穀豊穡を祈っておどった虫送り行事が原型であると言われるが、かつて、山県郡一円で行われていた太鼓おどり一連のものであったとも考えられ、県内の太鼓踊り中でも最もすぐれた歌詞を多く伝承している。それに家ほめ産ほめの意味が加えられ、祝賀のおどりになったと思われる。 この踊りについて、江戸時代後半の文化年間(1804～1817年)・安政年間(1854～1859年)の年号を記した歌本を伝えている。現在は太鼓・手打鉦(てうらかね)・横笛のはやしにつれて、花笠をかむり、ゆかたにたすきがけ、手甲に小太鼓をつけた男女・子どもも踊り子数十人によって踊られるが、古くは踊り子等すべてが成人男子であった。		
県	無形民俗文化財	名荷神楽	みょうががぐら		尾道市瀬戸田町	昭43.4.27			名荷神楽は、もとは荒神舞と称して、明治初年までは4年に一度の託宣を伴い荒神社の式年の神楽であった。ところが明治5年(1872)、大政官符により神職が託宣行事に参与することを禁じられたため、神楽から託宣を除き、民間の人々によって十二神底系神楽として今日まで伝承されてきたのである。 演目のうち、「魔羅戯い」「三宝荒神宮縄」「剣舞」「王子」はよく古形を伝えており、なかでも「三宝荒神宮縄」は、赤白の紙を着せた人形に神酒を注ぎ、その色のにじみ方で神意をうかがうもので託宣神事の一部を伝えるものと思われる。		
県	無形民俗文化財	神楽—五行祭—	かぐら—ごぎょうさい—		東広島市豊栄町	昭44.4.28			五行祭は、陰陽五行説を基礎として組み立てられた祭文語り形式の神楽である。五行神楽は、広く国内に分布しているものであるが、備後地方に伝来するものなかには、語りを主とし舞を従とする古風なものが見られ、この神楽はその代表的なものである。 手に笛をもって正座し、5・6時間をかけ長文の祭文を語ることによって、四季変遷の法則、人倫道德のあり方を神楽に仮託して人々に教示知らせることが五行祭の主目的であり、また、神楽本来の最終の目的であったようである。		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	小味の花おどり	こみのはなおどり		尾道市原田町	昭45.1.30			この踊りは、行基の開基と伝える摩訶衍寺(まかえんじ)の秘仏十一面観音が、33年ごとに開帳される時奉納される踊りである。この花おどりは、花をつけた笠をかむった数十人の踊り子が、かん鼓・籠(かね)、笛にあわせて踊るものであるが、かつて花笠につける花は、上組は牡丹、下組は桜、小味組は菊と、組によって異なっていたといわれる。踊りは数多いが、そのなかで「糸屋踊」は太鼓20張を主体にした摩訶衍寺の法要に際して演じられるもの、「雨乞踊」は、寺の上方の竜王を祀った台地で踊られるもので、雨乞のおどりとそのおれおどりとある。		
県	無形民俗文化財	供養田植	くようたうえ		庄原市比和町	昭46.4.30			供養田植は、大山信仰圏内に行われる信仰と音楽と労働を要素とする大がかりな神仏混交の儀式田植である。比和の供養田植の特色は、神降ろしの歌曲としての「大拍子」を伝承していることである。備後系で行われる楽器の太太鼓は、すべて鼓面を上から打つのであるが、大拍子の歌曲が残っている比和・高野地方では、儀式田植に限って上から打つ太鼓を使用せず、安芸系の腰鼓を用いている。このことは、かつて備後・備中・伯耆地方でも腰鼓を使用していたが、仕事田植の進捗を促すため、おそらく明治期前後に今日見るような上下に打つ太太鼓にかわったものと思われる。		
県	無形民俗文化財	はねおどり	はねおどり		福山市田尻町	昭46.4.30			はねおどりは、江戸時代、備後福山領内の農村に存在していた雨乞おどり、及び礼おどりである。おどりの内容は、沼隈町山南のはねおどりとほとんど同じであるが、山南のはねおどりに欠けている「鬼太鼓」「鬼の新橋」「鬼おどり」などを含んでいる。また、はねおどりの古い形式は、菅茶山の「御問状寄書」の記事や、山口素純、吉田東里、藤井松林等の近世画家の筆になる「はねおどりの図」、さらには福山領内の古窯「洞山焼」に染めつけられた図柄などによってその大体をうかがうことができるが、田尻のはねおどりは腰鼓、音曲等の点において古形に近いものを伝えている。		
県	無形民俗文化財	神楽	かぐら		尾道市御調町	昭46.12.23			この神楽は、「千草舞」「悪魔払」「三恵比須」「折敷舞」などの舞によって構成されており、畳2枚の広さの中で舞う備中神楽の古型を多分に残している。その中で「折敷舞」というのは、神の献酬に用いる折敷を採物とした舞で、もとは神舞・剣舞・舞臺舞(ござまい)などと同じく、神楽の最初に舞われる儀式舞の一つであったが、明治初年にこの舞に趣向が加えられ、折敷のかわりに笠や刀身を持ち、それに多数の笠をのせて舞う舞となった。なお、「三恵比須」などの狂言舞は古風な笑いを伝承しているものである。		
県	無形民俗文化財	弓神楽	ゆみかぐら		府中市上下町	昭46.12.23			福輪の上においた弓の弦を打ちながら、祭文をとえ土公(どこう)神を祭り、五穀豊饒と家内安全を祈る神楽である。最初の弓初めの簡単な行事と、最後の放ち矢の行事とのほかは、正座して祭文を唱えるもので、他地方で演じられる公的な神楽ではなく、招かれた農家で、神官が唱誦する私的な神楽である。祭文は、「土公祭」祭文を主としてえんえんと唱えられるが、託宣を聞くことを目的としているため、終りにおから祭文を置いている。家内しつらえた小唄の聲(へい)もたてた祭壇の櫛飾りは古風であり、部屋に吊るす切り飾りも巧妙である。また、弓を用いる点に原始信仰の痕跡をどめ、祭文の唱えられる調子も古調である。		
県	無形民俗文化財	神殿入り—神殿入り、神楽、夜の御幸—	こうどなり—こうどなり・かぐら・よるのみゆき—		世羅郡世羅町	昭48.12.18			これは世羅西町上津田の稲生神社の神事で、10月9日の夕刻から翌10日の早朝にかけて行われる祭典である。氏子である旧9ヶ村の人々が豊作を感謝して神霊の移御された大灯明を神社へ奉還し、神社では松明を点じ神楽を奉納し、御輿を担いで神社と御旅所を往復する。規模も大きく歴史的にも縁起は古く、同様の祭典で古形を伝えるのは、この地の祭のみである。「神殿入り」は以下六つの行事から成っているが、最も荘厳は大灯明を神社に奉還する行事である。大灯明は多くの灯明を一本の竿につけたもので、灯明の形によって、七灯・舟後光・五里塔・奉字その他がある。これらが漆黒の間の中に浮かんで移動してくる様は奇観というべく、火の祭典の名にふさわしい。		
県	無形民俗文化財	本郷のはやし田	ほんごうのはやしだ		安芸高田市美土里町	昭48.12.18			はやし田は、太陽を父とし水の精を母とする田の神「サンバイ」をお迎えして、その加護によって無事田植が終了し、かつまた、秋の収穫の大きなことを願う神事であるが、美土里町のはやし田はその意味をもって現在に伝えている。三つのはやし田(本郷のはやし田、生田のはやし田、桑田のはやし田)とも山県郡に残る安芸系のはやし田とよく似ているが、田植歌は本郷のはやし田は種類が多く、安芸系のものに豊富に伝承するほか石見系をも包含しており、生田には「生田ふし」、桑田には「桑田ふし」というこの地方でうたいされた比較的歌謡子の歌を残している。		
県	無形民俗文化財	生田のはやし田	いけだのはやしだ		安芸高田市美土里町	昭48.12.18			はやし田は、太陽を父とし水の精を母とする田の神「サンバイ」をお迎えして、その加護によって無事田植が終了し、かつまた、秋の収穫の大きなことを願う神事であるが、美土里町のはやし田はその意味をもって現在に伝えている。三つのはやし田(本郷のはやし田、生田のはやし田、桑田のはやし田)とも山県郡に残る安芸系のはやし田とよく似ているが、田植歌は本郷のはやし田は種類が多く、安芸系のものに豊富に伝承するほか石見系をも包含しており、生田には「生田ふし」、桑田には「桑田ふし」というこの地方でうたいされた比較的歌謡子の歌を残している。		
県	無形民俗文化財	桑田のはやし田	くわたのはやしだ		安芸高田市美土里町	昭48.12.18			はやし田は、太陽を父とし水の精を母とする田の神「サンバイ」をお迎えして、その加護によって無事田植が終了し、かつまた、秋の収穫の大きなことを願う神事であるが、美土里町のはやし田はその意味をもって現在に伝えている。三つのはやし田(本郷のはやし田、生田のはやし田、桑田のはやし田)とも山県郡に残る安芸系のはやし田とよく似ているが、田植歌は本郷のはやし田は種類が多く、安芸系のものに豊富に伝承するほか石見系をも包含しており、生田には「生田ふし」、桑田には「桑田ふし」というこの地方でうたいされた比較的歌謡子の歌を残している。		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	説経源氏節	せつきょうげんじぶし		廿日市市原	昭50.4.8			<p>説経源氏節は、天保年間(1830～1843年)末頃、名古屋の岡本美根大夫によって創始され、新内の優艶な語り口と、説経節の哀切な曲節をあわせた音曲で、明治中頃には関西から中国筋にかけておおいに広まったが、今日では発祥地の名古屋のほか、この脱楽座がこの音曲を伝えるのみである。</p> <p>当地は明治20年(1887)頃伝わった人形浄瑠璃芝居などをまねて、舞台装置と人形を製作し、所作を考案するなど隆盛芸能の音曲として発展し、今日に至っている。上演可能な曲目は「朝顔日記」「阿古屋」など三十数曲をかぞえ、掌段の数は百以上にのぼっている。</p>		
県	無形民俗文化財	本郷神楽	ほんごうかぐら		福山市本郷町	昭51.6.29			<p>横町荒神社の式年である丑歳と未歳の例祭日に奉納される神楽で、備後地方に伝わる荒神神楽の一つである。専ら、字首音楽山の「御問状答書」にもこの神楽のことが記載されている。</p> <p>15ある演目のうち「埴土い」「神迎え」「神降し」「舞舞」は、備後舞の伝統を伝える舞であり、「四本舞」「王子」は問答形式を主とする神楽で、王子神楽の神髓を伝えており、他の演目も比較的よく古型を伝えている。</p>		
県	無形民俗文化財	ひんよう踊	ひんようおどり		福山市本郷町	昭51.6.29			<p>旧暦9月17日、二宮神社に奉納される踊りである。江戸時代には「花踊」と称し、豊作感謝の踊りとして、旧沼隈郡北西部を中心とする農村で踊られていたようであるが、現在は、はやし言葉に語源をもつと思われる「ひんよう踊」といわれ、この地のほか数ヶ所に伝わるのみである。</p> <p>踊りは、長く白い袖をつけた着物に袴姿、それに梵天(ぼんてん)を持った男たちを中心に、着物に紅帯(べにたすき)をかけ、キリコと呼ばれる花を飾った多角形の燈籠を両手に持った女が外側を囲み、箏調子の歌詞にあわせて踊る。比較的動作の単純な素朴な踊りである。</p>		
県	無形民俗文化財	矢野の神儀	やののしんぎ		府中市上下町	昭51.6.29			<p>この神儀は、古くから甲斐郡甲斐町小童(ひち)の須佐神社(紙園社)の大祭の神輿渡御式に供御先駆する風流(ふうりゅう)である。</p> <p>矢野は現在須佐神社の氏子ではないが、古くから小童紙園社の勧請神話にも由縁をもち、今も大祭時の御輿清めには矢野の聖水が汲まれる。</p> <p>神儀には昔からの定め通り、矢野一円の住民が一戸のりもなく参加し、大太鼓・小太鼓・笛・篋(かたね)・はら貝の音にのせて、唐うちわ・槍をうち立て、屋形をかつかつとして、小童の紙園社へくり出すのである。屋形(山とも言う)は歴史・伝説・昔話の人物に立って台上に飾ったもので、4人がかりで担がれる。</p>		
県	無形民俗文化財	備後府中荒神神楽	びんごみちゅうこうじんかぐら		府中市 福山市新市町	昭52.9.14			<p>この地方の荒神神楽は、府中市近在の杜家に伝承されてきたものを、明治初年に若連中が神楽人として伝授し、現在に至ったもので、7年毎の年々神楽として一応の体系を備えている。</p> <p>この神楽の中心をなす演目は、荒神社の式年神楽において行われるもので、多くは一種の秘伝として取り扱われている。その曲目は、手草舞、剣舞、折敷舞、悪魔祓、造花、龍神舞、布乃舞、焼石神事の9曲である。焼石神事は、尺四、五寸大の河原石を篝火で焼き、神酒と塩を注いだのち、両手で持ちあげた産の石に打ち当て、その砕けた石片の大小により神意を占うというものである。</p>		
県	無形民俗文化財	生田の花笠おどり	いけだのはながさおどり		安芸高田市美土里町	昭52.9.14			<p>この踊りは「生田八庭之踊」とも言い、「ナンジャ五庭、大踊三庭」からなっている。また、「ナンジャ・大踊御之下八女踊」「具足及び富士ノ巻舞八男踊」である。踊り手は本来男子のみが女装に花笠をつけて踊り、歌詞に共通したものがあることから、大朝の雨衆おどりなどと関係をもつ、虫送りや豊年祝いの踊りであったものが、いつの頃から孟蘭盆に西勝寺境内で踊られるようになったものであろう。この踊りの特色は、女装の踊り手が花笠の上部に笠間は遠花の飾り、夜は燈籠をつけて踊るところにあり、進行・門びらき・庭借り口上のあと、音頭をはやしあわせ、加納音・備多の町・十七八・孫一買人・柳の下の順で踊られる。踊りは、大きな花笠を頭につけるためきわめて緩やかである。</p>		
県	無形民俗文化財	神弓祭	しんきゅうさい		庄原市西城町	昭54.3.26			<p>この神弓祭は古くは弓神事式とか鳴弦神事式とも言われ、俗称では「弓をふせてもらう」とも言っている。古来、奴可郡のうち八幡・小奴可・西城・美古登・八幡の5地区に伝承されていたが、現在は西城町(旧西城・美古登・八幡)のみである。</p> <p>祭壇は、当座の奥の間に神輿を設け、注連飾り(しめざり)をし、千道を引き、祭壇の中央に斗枡を据えて神座とし、神輿を供えて連幣(けんべい)などを飾り、その前方の楯輪に弓を懸けて弓座とする。弓座の後に大鼓・笛・手拍子の諸役が坐り、番主は二本の打竹で弓を打ち鳴らしながら祭文を奏上、楽座の者は神歌を斉唱して奏楽する。</p> <p>弓の弦を打ち鳴らして祭文を語り、神楽歌を取って奏楽する民俗芸能は、古くは備後一國で行われていたものであるが、現在は上下町井永の弓神楽と西城地区の神弓祭に残るのみで貴重である。</p>		
県	無形民俗文化財	木ノ庄の鉦太鼓おどり	きのしょうのかねたいこおどり		尾道市木ノ庄町	昭54.3.26			<p>この「おどり」は、大太鼓・大鉦(おおかね)・笛・カッパ等を確しつづ木ノ庄市原の幣高八幡神社の秋祭りに奉納するおどりである。本来は、豊作の予測される歳に五穀豊饒を感謝して八幡神社に奉納する行事であったと思われるが、ち夏の虫送り行事ともなり、更には早天候の厭の雨乞いおどりともなり、はては盆ごろに行われるところから地元に関係の深旧城主杉原氏の慰霊おどりという意味も加えられた。</p>		
県	無形民俗文化財	川角山八幡神楽	かわすみやまはちまんかぐら		安芸高田市美土里町	昭54.3.26			<p>毎年10月1日に川角山八幡神社に奉納される神楽である。</p> <p>本神楽の起源は明らかではないが、川角山八幡神社に蔵される同神社神事を記した文書の中に、元禄6年(1693)初代神官三上守内(備前守)が、生家三上田中分家来村する際、「八注連」なる神事を将来したことが記されており、その中にすでに「神楽舞子」なる語がある。おそらくその神楽は、三上家の指導する阿須那神楽であったと思われる。更に現在の神楽の演目・囃子・詞章(科白)等から見て、本神楽は阿須那神楽直系の最も古い型をほとんどそのまま伝承しているものと考えられる。</p>		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	西尾山八幡神楽	にしおやまはちまんかぐら		安芸高田市美土里町	昭54.3.26			毎年9月に西尾山八幡神社に奉納される神楽である。 文政2年(1819)4月に安芸高田市北村(現美土里町北)から提出された「国郡志御用二付下志ら廻書出帖」に、当社祭礼の前夜「村内少壮者にて異形の鬼面被舞申候」とあり、その「舞申候」の「舞」はおそらく現在の神楽に相当するものであろう。 八幡神社の当時の神官は、三上志摩なる人物であるところから、この神楽は三上家の指揮する阿須那系神楽を伝えるものと思われるが、これを別項生田の「川角田八幡神楽」にくらべると、演目名は同一であっても、演技の型・囃子の調子・詞章の内容等の点において異なるところが多い。こゝろ観点から、同じ阿須那系神楽でも本神楽には新しい改革の手が多分に加えられた。いわば阿須那の別型とも称すべき神楽であると言える。		
県	無形民俗文化財	津間八幡神楽	つまはちまんかぐら		安芸高田市美土里町	昭54.3.26			毎年11月2日の夜に神楽神社(津間宮八幡神社)へ奉納される神楽である。文政2年(1819)に本村(美土里町本郷)から提出された「国郡志御用二付下しらへ書記」には、八幡神社の例祭日にあたる8月14・15日および9月初中後の9日に社前において始まる「御満立の神事」に続いて、神楽が舞われる旨が記されているが、本神楽はその神楽の系譜を伝えるものであろう。「那の口」「神知」「神迎え」などの神事舞およびそれに続く「若戸」「八幡」等の能舞の演目順序から見て、典型的な阿須那系神楽であることは明らかである。しかし、それらの演目の演技の型や囃子や詞章などは、古型を伝える生田の川角山神楽よりは、むしろ北の西尾山神楽に近く、しかも北の神楽に比して部分的に新しい要素が加えられている。		
県	無形民俗文化財	佐々部神楽	ささべかぐら		安芸高田市高宮町	昭54.3.26			毎年9月22日の夜、佐々部八幡神社へ奉納される神楽で、神楽団所有の明治13年(1880)の墨書がある「神楽台本」には「神楽」以下19曲の演目の詞章が記載されていて、それらは村内の地地某が、石見県智郡・田村大宮司三上紀伊守貞名井から教えられた旨が記されているから、本神楽は、石見神楽の阿須那系の正統を伝えるものと評価される。		
県	無形民俗文化財	羽佐竹神楽	はさたけかぐら		安芸高田市高宮町	昭54.3.26			毎年9月21日の夜に羽佐竹八幡神社へ奉納される神楽である。 本神楽の起源については、それを知るための資料とすべきものがない。しかし、演技可能な演目は全部で34種、このうちいっしょの新舞を除いても、なお22曲という多数の旧舞がある。 地元の所伝によれば、幕末のころ村長の境内松太郎なる者が、石見県智郡阿須那系の神職から神楽の伝授を受けたのがこの神楽の発祥であるという。これによって考えれば、本神楽は阿須那系神楽の大体を忠実に伝承しているといえる。		
県	無形民俗文化財	原田神楽	はらだかぐら		安芸高田市高宮町	昭54.3.26			毎年9月14日の夜に原田八幡神社に奉納される神楽である。 所伝によると、本神楽は明治初年ころ原田村の木原某が川根の神楽を習得して、村内に広めたものといわれる。 幕末のころは石見神楽の全盛期で、高宮の寺でこれを習う者が続出した。このうち山根からは坂口格太ら5名の者が、根太からは河内基右衛門ら数名の者が、石州県智郡の神職齋藤氏についてそれを伝授されたが、それを伝えたものが現在の山根・根太神楽であるという。従って、以上の所伝を信じれば、本神楽は邑智神楽の系統をひくものといえることができる。		
県	無形民俗文化財	椋浦の法楽おどり	むくのうらのほうらくおどり		尾道市因島椋浦町	昭56.4.17			尾道市因島の椋浦町金蔵寺に勤続した「法楽おどり」の団は、午後4時ごろ、一本の楯(ぼん)を先頭として、町内の良(うしろ)神社に向かって行進する。この時刻は、最後に夕の引いた海岸でおどる時の夕加減のためである。 このおどりの起源は明らかでないが、地元の所伝によれば、中世ころ因島を中心とした水軍が、出陣の時は椋浦で戦いの勝利と陣士の安全を祈り、帰陣の際は中庄で勝利を祝いともに戦没者の追悼を行ったといわれ、その神行事が法楽おどりの起源であるという。待らし峰案に本刀、早駆けの姿勢や跳ぶような動作、六字の名号に大楯などから、水軍に關係のあったことがうかがえる。		
県	無形民俗文化財	福田のししまい	ふくだのししまい		竹原市福田町	昭56.4.17			獅子はライオンをかたどったもので、その力によって邪霊悪魔をしりぞけるものと考えられた。もと中近東に発生したと伝えられるが、インド、中国に伝わるうち、いよいよその威力を定着させ、日本にはいつて邪神、仏敵を滅ぼすものとして、社中に用いられた。 福田の獅子舞の発祥については諸説があるが、江戸時代の中ごろ(18世紀)、当地の漁民が幸崎の漁民とともに、四国の伊予地方で舞われていた一匹舞の獅子舞を習い覚えて傳えたのが最初であるとされる。しかし幸崎では獅子をなくて囃子だけを残しているのに対し、福田では獅子も囃子も今に伝えられていると、価値があると思う。		
県	無形民俗文化財	末女木神楽	くるめぎかぐら		安芸高田市高宮町	昭57.2.23			日吉神社で10月2日にまた末女木八幡神社では9月14日に奉納される神楽である。 高宮町の末女木神楽は、江戸時代末期(19世紀中頃)、双三郡木村伊賀和志の神官三上薩摩守猛雄によって伝授されたものと伝えられ、明治初期において、嘉永2年(1849)生まれの津山五兵衛外9人の舞子によって結成されたと言われ、以後今日の神楽団に引き継がれている。		
県	無形民俗文化財	中庄神楽	なかのしょうかぐら		尾道市因島中庄町	昭57.2.23			毎年4月15日と10月15日に中庄八幡神社に奉納される神楽である。本神楽団には「昭和3年5月上旬」に宮地左近春光の書写した「神楽台本」が保存されており、記述によれば安政7年(1860)のもので推定される。 本神楽団はこの台本に記載された演目をすべて上演でき、荒神神楽の古型を保っている点で貴重である。 なお、本神楽と同じ「十二神祇」を称するものに、豊田郡瀬戸田町の生口島名荷の荒神神楽がある。		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	忠海の祇園祭みこし行事	ただのうみのぎおんまつりみこしぎょうじ		竹原市忠海町	昭59.11.19			祭礼行事の中心となるのがみこしで、奥守(こもり)二十歳になった青年が選ばれる。地元では「こずさん」といふ。みこしは町内を練り歩く際、新町、浜町、内堀、栄町など特定の場所、みこしが「祇園まわし」が行われる。「祇園まわし」は、奥守たちが祭儀の要請に応じて昇(か)位置を自まざる(く)まぬ。みこしを上下左右に動かすもので、みこしは横になつたり縦に立ち上がった状態になる。これは御祭神に追いつかれた八咫大蛇模したもので、「祇園まわし」は、広い道路はそれほどでもないが、狭い路では屋根すれすれにまわされるが、そのまわし方は珍しくまた巧妙で、勇壮な夏祭にふさわしい。 神社の祭礼にみこしが出る所は県内に多数あるが、忠海町の祇園祭のみこしのように勇壮な動きをするものは珍しい。何よりも町内全体が祭りに参加し、その祭礼行事の主なもの古く記録のとおりに行われている点は、評価されてよい。		
県	無形民俗文化財	三上神楽	みかみかぐら		庄原市	昭60.3.14			三上神楽は、庄原市にある神楽で、広島県神社庁庄原支部に所属する22社の神職によって行われる。市内の神社33社ならびに和町の神社2社の例祭日の前後、または、7年、13年、33年の年春日に舞われるほか、臨時に豊年の感謝、奇産繁栄の祈願、社殿落成の祝慶の際にも舞われる。上演可能な項目は「打立」、「指紙」、「舞の一」(神迎え)、「魔駆」(魔払い)、「御座」等の儀式舞のほか、「御神」(神楽奉納の神社の御神祭に縁のある神楽)、「天の岩戸」、「荒神」(二神の天安河の誓約)、「西剣」(八つ花)、「大山」、「八戸」等の能舞であるが、特に儀式舞を重んじているのが特徴である。囃子の獅子にはサンヤ獅子、清丸獅子、手刀獅子、鉦獅子、早獅子、神楽獅子、荒神獅子等があるが、すべて十秒十二拍の緩やかな調子が基調であるのも、そのせいと思われる。		
県	無形民俗文化財	小原大元神楽	こばらおおもとがぐら		山県郡北広島町	昭61.2.27			大元神楽は、もと出雲西南部から石見一円、さらに周防の玖珂郡にかけて、広く行われていた。神がかりの古態を存し、その点では備北の荒神神楽と双壁をなすものといえる。芸北町大字小原地区で、7年毎に行われる式年祭と称する鎮守祭の夜、この地の大蔵神社で奉納される神楽に併せて行われる古式神楽である。小原地区住民連によって作られた、雲の太網を中心に行われる祭例儀式舞の一種である。		
県	無形民俗文化財	坂原神楽	さかはらがぐら		山県郡安芸太田町	昭61.11.25			明治40年(1907)から43年(1910)にかけて、全国一斉に神社の合併が行われ、簡賀村においても村内の8社が1社に合併された。それが現在坂原の簡賀神社である。その際坂原の大蔵神社のみは社殿を坂原にだけ、合併を許さなかったため、神具、記録の類は持ち去られたり散佚したりした。これがため当神楽の発祥や沿革に関する事は十分明らかでないが、旧舞の14曲を大体育の型のまま伝承して、旧舞の兩限の地となつていふ点は十分評価できる。また衣装が昔のままの布装を用いている点も貴重である。		
県	無形民俗文化財	本郷獅子舞	ほんごうしうまい		安芸高田市美土里町	平7.1.23			毎年7月10日に近い日曜日に、悪魔払いと虫退りの祈願をかねて、神幸神社の舞殿と神社の氏子の家(当宿(とうや))で舞うものである。氏子は妻初穂を供え、獅子からりしてもい無病息災を祈る。この獅子舞はそれ自身で独立した芸能の形をとっている点が多く、また獅子の頭を刺し打ちならす芸態の独自性や、歴史的な変遷がはっきりしている点などが貴重である。		
県	無形民俗文化財	能地春祭のふとんどんじり	のうじはまつのふとんどんじり		三原市幸崎町	平7.9.21			これは毎年3月の第三主曜日と翌日曜日(常磐神社)の春祭りに行われる。山をふとんに飾ったどんじりが町内を練り歩くものである。 このふとん「ふとんどんじり」は県中央部の沿岸部及び島嶼部に残っているが、能地のこれは江戸時代中期(18世紀)から伝承され、どんじりの神楽がしっかりと残っていること、間に獅子舞を伴った太鼓(獅子太鼓)が演奏されるなど、民俗芸能として古い姿を残しており、四国地方北部の沿岸地域との文化交流を知る上で貴重なものである。		
県	無形民俗文化財	備後田尻荒神神楽	びんごたじりこうじんがぐら		福山市田尻町	平8.3.18			これは、福山市田尻町本郷に所在する別所・勘定・良(うしろ)の三荒神社の境内に神殿を仮設して、4年ごとの荒神社の式年(寅・戌)の晩秋に舞われる神楽である。 この保存会では、現在、「刺舞」「素戔鳴命(すさのみこと)」「皇子」など15の演目が伝承されている。備後田尻荒神神楽は、神歌が美しく、舞や衣装に古型を伝え、備南地方の荒神神楽の諸特徴を確実に継承し、この地方の地域的特色を示す民俗芸能として貴重である。		
県	無形民俗文化財	短八幡の流鏝馬	ほりはちまんのやぶさめ		山県郡安芸太田町	平9.5.19			流鏝馬は、射手が馬に乗り、走りながら鎧矢(かぶらや)を楯板的に射当てる人馬一体の勇壮な行事である。伝承によれば、15世紀ごろには盛んに行われていたといわれ、文政2年(1819)の「国郡志御用二付下しらべ書出帖」からもそのにぎやかな祭礼の様子がうかがえる。 短八幡神社の流鏝馬は、毎年秋の例祭日(今日では10月第1日曜日)に行われ、神前の横から社庭・掃帚の横までの7つの機式で構成されている。こうした組織的な流鏝馬行事は、すでに県内ではこの地方でしか見られなくなっている。 また、この行事に使用される馬場はほぼ当初の位置で現在まで残されてきており、さらに八幡神社には流鏝馬でかつて使用した鞍や轡(くつわ)等の馬具、弓などの武具、障羽織や陣笠などの装束も保存され、流鏝馬の行事を今に伝えている。		
県	無形民俗文化財	辻八幡の神殿入り	つじはちまんのこうどなり		三次市吉舎町	平9.5.19			この行事は、伝承によれば天明年間(1781～1789)、打ち焼(凶作に「神だのみ」の一途で灯笼を献じて豊作を祈願したこと)に由来するといわれている。 今では、毎年10月12日の夕方から深夜にかけて行われ、辻地区の約100戸の氏子が各家から6～8個の点灯した灯笼を笹竹につけ持ち、組ごとに三々五々神社へ向かうものである。約千個の赤や緑の灯笼が参道を暫やかに彩りながら一斉に獅子にのって丘の上の神社へと上がっていく。神社にたどりつくと、境内に入る前に神職のお払いを受け灯笼を神社に奉納してこの行事を終る。 このような行事は馬洗川上流域に限られており、世羅西町の稲荷神社に伝わる「神殿入り」も昭和48年(1973)に県の無形民俗文化財に指定されている。		

区/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	津田神楽	つたかくら		廿日市市津田	平20.2.28			廿日市市西部に広がる佐伯高原に所在する神楽のひとつ。10月第2土曜日の夜、津田八幡神社のヨコ口の行事で舞われる。 拝殿内に設けられた板敷の舞台上で、「荒平(あらひら)」などの12演目を舞う。 太田川中・下流域に分布する「安芸十二神祇神楽」の曲調、形式を有しているが、記紀神話に由来する内容が濃厚であり、神道の強い影響を受け、周防山代地方の神楽の特色もとどめている。 周辺地域の神楽の多様な要素を巧みに取り入れ、独自の神楽に集約しており、安芸西部地域の神楽の古い姿をよく表している。 旧佐伯郡佐伯町内で旧規をとどめる数少ない神楽である。		
県	無形民俗文化財	蔵王のはねおどり	ざおうのはねおどり		福山市蔵王町	平20.2.28			福山市内の広い範囲で伝えられている「はねおどり(扇鉦)」の一種である。 かつては雨乞い等でも踊られていたが、現在は蔵王八幡神社の秋季例大祭及び前夜祭で踊られている。 「進行」「宮入り」「はぐり」「打ち込み」の4種類の曲調があり、鉦、誂鼓(かんこ)、大扇(おおと)の3種類の打楽器を用いて演奏する。 「せぐり」「打ち込み」では、踊り手は円陣を組み、楽器を奏てながら、名前の由来となった「はね」あがるような所作をまじえて踊る。「打ち込み」では、中唄も唄われる。 古記録から、江戸時代後期(19世紀前半)には、蔵王町周辺で同種のおどりが踊られていたことが明らかであり、隊形や所作も江戸時代後期の形態をよくとどめている。		
県	無形民俗文化財	原神楽	ほらかぐら		廿日市市原	平24.1.26			太田川中・下流域に分布する「安芸十二神祇神楽(あきじゅうにしんぎかくら)」の一つで、10月第2日曜日の前夜、伊勢神社のヨコ口の行事で舞われる。 舞取を伝承する伝説や安芸十二神祇神楽の型を忠実に伝承し、加えて中世神楽の種幹を成す「湯たて」「所務分(しもわけ)」「荒平(あらひら)」「天臺將軍(てんだいしょうぐん)」等を伝承している。 特に、神がかりを伴う「天臺將軍」は県内でわずか2例しか現存していない貴重な舞であり、この「天臺將軍」を伝承している点で、原神楽卓越した価値を有する。		
県	無形民俗文化財	三次輪船の民俗技術	みょうかいのみんぞくぎじゅつ		三次市十日市親水公園馬洗川	H27.4.27			「輪(う)匠(しょう)・舵子(かじ)・輪」三位一体の漁業として確立した三次輪船は、観光化されながらも伝統的な技術をおよそ400年にわたり伝えてきた。その技術は父子相伝で伝えられた。 輪匠制度で保護されてきた長良川輪船などと異なり、三次輪船には多くの漁獲を得るため編み出された輪船技術の変遷過程が認められる。輪船(うね)を改良し操業域を拡大させ、篝火(かがりび)を松明(たいまつ)から竿燈(あがり)へそしてカーブライトに替えて漁獲量を上げた。日本一長いとされる手繰(たなわ)で6〜7羽の輪を操る技術や、多数の操船法を開発したのも漁獲を上げるための工夫であった。輪を飼育・訓練する技術にもそれが窺える。		関連施設:みよし風土記の丘ミュージアム(広島県立歴史民俗資料館) (0824-66-2881)